

自然環境局総務課動物愛護管理室

1. 事業の必要性・概要

動物愛護管理法に基づき、動物の愛護と適正な飼養に関する総合的な普及啓発、動物愛護管理行政の各種課題の調査・検討、必要な施策の実施等を行うものである。

特に、平成24年度に改正された動物愛護管理法（以下「改正法」という。）の附則において、必要な措置を講じることとされている検討事項について、必要な調査及び検討を行う。

また、改正法の趣旨に沿った動物愛護管理行政を推進し、広く国民への理解、普及に取り組んでいく。

2. 事業計画（業務内容）

- (1) 改正法の附則に基づき、幼齢の犬猫を親等から引き離す理想的な時期に関する調査、販売される犬猫へのマイクロチップ義務化に向けた調査等を行う。
- (2) 改正法や、基本指針、各種基準を踏まえ、それらが適正に運用されるとともに、その施策が推進されるよう、自治体職員や動物愛護推進員等を対象とした研修会や講習会等を開催する。
- (3) 各種基準の見直しを踏まえたガイドラインの作成、基本指針のフォローアップ等調査、シンポジウム等の開催やパンフレットの作成・配布等の総合的な普及啓発等を行う。

3. 施策の効果

- (1) 動物愛護管理行政の各種課題の調査・検討を行い、必要な施策の実施等を行うことにより、動物の適正な飼養管理がより一層推進される。
- (2) 改正法や基本指針等の適正な運用、その施策の推進のための人材育成、普及啓発等により、飼い主による終生飼養等の推進、動物取扱業の適正化、自治体における犬猫の引取り数及び殺処分率の減少等に寄与する。

なお、基本指針では、平成35年度までに以下の目標と、取り組むべき具体的施策が定められており、その達成に寄与する。

- ・自治体における犬猫の引取り数を平成16年度比75%減の概ね10万頭とする
- ・殺処分率の更なる減少
- ・犬猫に関する所有明示の実施率の倍増 等

動物適正飼養推進・基盤強化事業 89(75)百万円

支出先: 民間事業者等

背景

◆改正動物愛護管理法の施行

- ・同法政省令の改正
- ・基本指針の見直し
- ・各種基準の改正



事業計画

改正動物愛護管理法に基づく施策の推進



- 幼齢の犬猫を親等から引き離す理想的な時期に関する調査
- 販売される犬猫へのマイクロチップ義務化に向けた調査
- 人材育成
- 適正譲渡講習会等の開催
- 各種ガイドラインの作成
- 基本指針のフォローアップ調査
- シンポジウムの開催、パンフレットの作成・配布等による総合的な普及啓発